

「観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業」及び 「公衆無線 LAN 環境整備支援事業」公募要領

※本公募は、平成 28 年度当初予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめ御了承願います。

1 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業及び公衆無線 LAN 環境整備支援事業の概要

(1) 事業の内容

(ア) 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱（以下「強じん化交付要綱」という。）第 3 条のとおり。

(イ) 公衆無線 LAN 環境整備支援事業

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(案)（以下「無線システム交付要綱(案)」という。）第 3 条のとおり。

(2) 実施主体

(ア) 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業

地方公共団体及び第 3 セクター法人

(イ) 公衆無線 LAN 環境整備支援事業

無線システム交付要綱（案）（補足事項）に規定している条件不利地域を含む地方公共団体及び第 3 セクター法人

(3) 交付対象経費の範囲

(ア) 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業

強じん化交付要綱別表第 2 のとおり

(イ) 公衆無線 LAN 環境整備支援事業

無線システム交付要綱（案）別表第 2 のとおり

(4) 交付額

地方公共団体については事業費の 2 分の 1、第 3 セクター法人については 3 分の 1 を交付する。

なお、交付下限額が 100 万円のため、事業区分ごとに事業費 200 万円（実施主体が第 3 セクター法人の場合は 300 万円）以上の事業を対象とする。

2 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

今回の公募では、以下の書類を元に、下記「4 評価基準・選定方法」に定める方法に基づき、必要に応じて外部有識者による審査を行い、4 月中下旬～5 月上旬を目途に事業採択の内示を行う。採択の内示を受けた団体のみを対象として、5 月以降に本申請を受け付け、交付決定を行うものとする。

3 応募方法

(1) 提出書類

(ア) 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

ア 公募申請書

イ 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請書【強じん化交付要綱様式第1号】

ウ 補助事業の概要（強じん化交付要綱に定める添付資料を含む。）【強じん化交付要綱別紙1第1】

エ 強じん化交付要綱第3条（1）に定める整備計画【強じん化交付要綱別紙2】

オ 工事概要書【強じん化交付要綱別紙3】

カ 見積書

※公募の段階においては、「ア 公募申請書」以外の正式な公文書の提出は認めない。

(イ) 公衆無線LAN環境整備支援事業

ア 公募申請書

イ 無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書【無線システム交付要綱（案）様式第1号】

ウ 補助事業の概要（無線システム交付要綱（案）に定める添付資料を含む。）【無線システム交付要綱（案）別紙1第14】

エ 工事概要書【無線システム交付要綱（案）別紙2】

オ 見積書

※公募の段階においては、「ア 公募申請書」以外の正式な公文書の提出は認めない。

(2) 提出部数等

正本1通に副本1通及び書類の電子データを提出すること。

(3) 提出期限・提出先

公募開始の日から、平成28年4月4日（月）（必着）までの間に、所轄の総合通信局等に、正本1通に副本1通を持参又は郵送により、また、書類の電子データを電子メール等にて提出すること。

なお、提出書類の返却は行わない。

4 評価基準・選定方法

(1) 評価基準

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

ア 強じん化交付要綱第3条又は無線システム交付要綱（案）第3条で定める「補助目的」に合致していること

イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること

ウ 技術上・制度上実現可能なものであること

エ 事業の規模や整備内容が効率的かつ効果的であること

オ 民間事業者等との具体的な連携体制が構築されていること

カ 整備した設備の有効な利活用（平時を含む）が見込まれること

キ その他地域の創意工夫があること

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、必要に応じて外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で採択の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

5 その他

強じん化交付要綱、無線システム交付要綱(案)、申請マニュアル(案)等の関係資料は、総務省ホームページ中、以下の URL に掲載している。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/kyouzinkasinsei.html

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に掲載されている「申請マニュアル(案)」を参考に、所轄の総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。